

Firmarii 考

田 中 正 義

は し が き

第九—十一世紀の後期サクソン・イングランドに於けるその形成に於て大陸フランクの場合に比し著しく後進性を示せるイギリス封建的土地所有は、一〇六六年ノルマン人に依るイングランドの「征服」とともに、所謂古典莊園を典型として——多くの特に巨大なる宗教的所領を形づくる *manerium* に於て・剩餘価値また剩餘労働の通例的形態を表わす所の地代範疇たる封建地代の最初の形態としての生産物地代を随伴しつつも一般に労働地代を該地代範疇の支配的なる形態となすが如き形に於て、ひとたび「確立」せられた。而も、夫れは、その確立せられるや否や、早くもその裡に謂う所の地代莊園或いは純粹莊園への移行の諸契機を胚胎するに到った。——こうした、イギリス封建的土地所有が比較的早期に示したところの「解体」への發展傾向は、今日、学界に於て漸く注目せられ来っているかの如くである。例えば、ポスタンは、かの高名なる論文に於て、従前諸家に依り普く認められたる、第十四・五世紀イギリス莊園に於ける領主直営地の 'letting out' とその必然的帰結としての直営地耕作の収縮とがまさしく 'the commutation of labour services' —— 封建地代の最終形態たり且つはその解体形態たる所の貨幣地代に依る賦役

の代納——を伴える事実を確認しつつ、しかも斯かる動きを上記の如き中世末期に限定することなく、同様の動きは既に夫れ以前の諸世紀に於ても賦役の歴史上そこに明確なる發展諸段階を劃し得る程に一般的且つ広汎なる動きとして存在したとなし、その端緒的段階を、現存する最古の 'manorial surveys' の成立年代たる・第十二世紀に措定し得ることに、注意を喚起しているのである*。

小論は、もと、かのノルマン人に依る「征服」——Norman Conquest以後第十二世紀にかけて、イングランドが右に述べたる如き封建的土地所有の發展傾向に在るとき、当時の文書に *firmarii* なる名辭を伴い現われ来る一つの農民的土地保有が如何なる經濟史的意義を内包するかを、聊か実證的に解明せんことを企図せるものである。

* M. Postan, *The Chronology of Labour Services (Transactions of the Royal Historical Society, Fourth Series, Vol. xx), p. 174 et seq.*

I

Firmarii (Sing. *firmarius*) は 'Modern English に於ては言ひ迄もなく farmers (farmer) であるが、その語根をなす farm はもとの Anglo-Saxon (Old English) 形 *feorm* の原義に於ては、恐らく後者の語原をなす Late Latin の *firma* が後に一般に中世ラテン語文書に於て 'fixed payment', 'fixed rent' の意義に於て用いられたのとは凡そ異なり、また 'food', 'provision' を意味し、初期の莊園調査書 (manorial surveys) に於て屢々このファームの制度について記述がなされている場合、ファームとは、先ず以て如上のアングロ・サクソンのな意義に於て——すなわち 'food rent' として、一夜の・或いは一週間の・又は二週間のファームと云ふように、

元来一定期間領主の一家を扶養するに必要な・広義の農業生産物を意味した。⁽¹⁾

その好例は、いちはやくヴィノグラードフに依りその古典的述作『イングランド隷農制』に於て採り上げられ、一部その附録として印刷せられたる、第十三世紀初葉編纂の、但し絶えず第十二世紀後半(ヘンリ二世時代(一一五四—一八九)の状態への言及がなされている、ラムジイ Ramsey 修道院の一つの古く cartulary (British Museum, Cotton MS., Galba E. X.) の示すが如きファーム制度、是れである。⁽²⁾ 当時、此の修道院の全所領は、十三箇の所領若しくは所領群より構成せられており、⁽³⁾ その各々が、修道僧たちの生計の資に充てらるべき「二週間の完全ファーム」(pleona *frma dvarum ebdonadurum*) を供出すべく義務づけられていたのであるが、その場合、個々のファームの具体的内容は、たとえば之をその記述の最も詳細なる Ayllington (すなわち Elton) 村の莊園の負担にかかる夫れ⁽⁴⁾ (前掲マニユスクリプト第十九巻) について見るに、小麦粉と麵麩、麦酒と蜂蜜、ベイコン、チーズ、仔羊、鶺鴒、雛鳥、鶏卵、バターなど、あらゆる種類の農産物に跨っていることが知られる。

而して、斯かる記述を補うものとしては、ヴィノグラードフと共に、彼に先立ち、研究史上かのカニングラムに次ぐイギリス経済史学に於ける先駆的な通史の著者たるアシュリに依っても利用せられた、ロンドンの St. Paul 大寺院の諸記録が、又我々に示唆する所が大きい。⁽⁵⁾ 即ち、第十一世紀末に於て全体を通じて五十二週と六日と六分の五日分のファームが割当てられた、此の寺院の所領は、当対象とする時代より少しく後の・第十三世紀、当時、に於ては、十三箇の莊園より成立ち、それらから——うち一つの莊園からは一〇、いま一つの莊園からは六、二つの莊園からは各四、四つの莊園からは各三、同じく四つの莊園からは各二、残りの一莊園からは一と、今や総計四五の *firmas*——さきのラムジイ修道院領の場合同様、単に不定^{||}浮動的ならざる固定的な定額給付と云った意味以上の、「一週間の

食扶持」の意義に於ける farms —— が、此の寺院領の領主たる・多数の僧会員 (canons) より成る僧会 (chapter) に対して一年間に納入せられたと云われる。その場合、その一つのファームは、一六クォータの小麦、同じ量の燕麦、三クォータの大麦より成立ち、従つてセント・ポール(6)の僧会は年間ファームとして総計七二〇クォータの小麦、同じ量の燕麦、一三五クォータの大麦を収納したと云われるのである。

而して、凡そ封建地代の最初の形態としての生産物地代を斯かるファームなる形に於て徴する所の慣行は、決して右の如き宗教的所領の経営の場合にのみ見られたのではない。夫れは、また、王領の経営の場合にも見られ、恐らく一般に世俗の領主の所領経営に於て普く行われた所の慣行であつたであらうと思われるのである。その場合、王領に關して言えば、そのことは、いったい斯かるファームなる食物地代が歴史的には「征服」以前のサクソン・イングランド早期の部族国家 (Stammesstaat) の段階に於ける前記 *cyniges gafol* (前註(1) 参照) の転化形態を表わすものにほかならないこと、同時に、王領は、一般の封建的所領同様、抑々早期のサクソン・イングランドに於ける支配的土地所有形態—フォウ克蘭ド (folcland) の、社会の「封建化」とともに後期サクソン・イングランドに於て封建的土地所有の端初形態としてのブックランド (bockland) に転化せるものに淵源すること(7)を想えば、思い半ばに過ぎるものがあるであらう。

事実、プランタジニット朝初代のヘンリ二世時代一七九九年の頃成れる一書『出納府問答』 (Dialogue de Scaccario) —— 此の毎年シカエル祭当日を以て各州奉行 (vicecomes, sheriff) の出納府 (Saccarium, Exchequer) に対してなす会計報告の監査の仕方およびその出納簿 (Pipe Roll, 今日、ヘンリ一世治世第三十一年 (一一三〇) の分・以後飛んでヘンリ二世治世第二年 (一一五五) 以降ウィリアム四世治世第二年 (一八三二)迄各年の分現存) への記

入の仕方を対話形式にて解説せる当代の一大奇書の著者(一一六〇—一九八年の間、出納府宝蔵長官 *thesarium, treasurer*) の職に在った Richard fitz Nigel と推定せられてゐる(二)は、我々に、書中の人物「質問者 *Discipulus* (*Disciple*)」に対する解答者 *Magister* (*Master*)」の口を藉りて、次の如く證言してゐるのである。——『我等の父親たちから伝え聞く所に依れば、征服(ノーマン・コンクエスト)以後の初期の王国の状態では、諸王(「征服王」ウィリアム一世(一〇六六—一〇八七)・ウィリアム二世(一〇八七—一一〇〇)のノルマン朝第一代ならびに第二代の諸王)への彼等の所領からの支払いは一定量の金または銀に依ることなく、専ら食糧に依つて (*sola victualia*) 為され、それら(食糧)から王室の日々の生活必需品 (*colidimos domus regie necessaria*) が調達せられた。而してこのことのために任命されてゐた者たちは、「王領の」個々の土地(莊園)から幾何の量のものが齎らされるかを熟知してゐた。「中略」此の制度はウィリアム一世王の時代全体を通じ「彼の第三子ウィリアム二世時代を經」彼の子(第四子)のヘンリ(一世)王の時代(一一〇〇—一三五)に至るまで存続した。そこで、私自身、食糧が定められた時々(王の)あちこちの土地(莊園)から宮廷に持ち込まれるのを目撃したことがある、何人かの人間に「現に」會つてゐるんじや (*adeo ut widerim ego ipse quosdam qui victualia statutis temporibus de fundis regis ad curiam deferri widerint.*)⁽³⁾』たしかに、恐らく著者が王政庁 (*curia regis*) 並びに夫れより財政的機能が分化して成立てる出納府双方に於ける有力者であつたその父親のナイヂェルより聞いたと思われる。此の證言の前段に於ける「専ら食糧に依つて云々」の伝承は、のちに我々の見る如く、今日では一般にその信憑性を疑われている。然し乍ら、右の證言の後段に於ける・彼の直接体験せる事實の報告に関する限り、我々は、彼の言う所を疑うべき何等の根拠をも有しないのである。

(1) Cf. Paul Vinogradoff, *Villainage in England* (Oxford, 1892), p. 301; Reginald Lennard, *Rural England*, 1086~1125 (Oxford, 1959), p. 128. 斯の「食物地代」は、抑々「征服」以前サクソン・イングランド早期の部族王が常時転々とその居所を移動せしめつゝあつた時代斯かる王の言わば 'peripatetic court' の必要とする所のものを賄うべく王の一行の滞在期間中当該地方の一般自由民より徴せられた現物形態の租税 (*cyninges gafol*) の、そののち後期サクソン・イングランドに於ける「封建化」の進展とともに拾頭せる・聖俗の封建的土地所有者の掌中に於て逸早く「封建地代」——「生産物地代」に転化せる所のものである(拙著『イングランド封建制の形成』(昭和三十四年)九三—一七頁参照)。此の意味に於ける封建地代の最初の形態としての生産物地代は、既に「征服」以前に於て、八〇五—八一〇年の間に成立せる・州太守 (*ealdorman*) Oswald の キャントワリの Christ Church への土地の寄進状 (charter)、八三五年頃成立の・代官 (*gerefa*) Abba の遺言状 (チャータの一種の will)、八四三—八六三年の間に成立せる・Lufu の前記クライムスト=チャータに対する寄進状、ほぼ同じ頃成立の・Fahburg 並びにその一族 Eadweald の同じクライムスト=チャータに対する寄進状、又はほぼ同じ頃八四四—八六四年の間に成立せる・Fahburg (おおよく前出の者と同じ人) の キャントワリの St. Augustin 修道院に対する寄進状等、第九世紀の、アングロ=サクソン語の諸文書に見えてくる (*Select English Historical Documents of the Ninth and Tenth Centuries*, ed. F. E. Harmer (Cambridge, 1914), No. i, ii, iv, v, vi.)。しかるから食物地代は、第十世紀の、アングロ=サクソン語の諸文書に於ては、既に、たとえば、九五八年成立の・Aethelwyrd の遺言状に於ける「毎年一日のフーム」(*ælc gære ene dæg feome*)、九六六—九七五年の間に成立せる・王族 Aelfifu の遺言状に於ける「毎年二日のフーム」(*ælc gære twa dægfeorman*)、同様九七三—九八七年の間に成立せる・Brintric とその妻 Aelfswith 二人の遺言状に於ける「毎年……二日のフーム」(*ælc gære... twegra daga feome*) のように、一定期間(日数)を以て規定する表現形式を採つたものがある (*Anglo-Saxon Charters*, ed. A. J. Robertson (Cambridge, 1939), No. xxxii; *Anglo-Saxon Wills*, ed. D. Whitelock (Cambridge, 1930), No. viii; *ibid.*, No. xi.)。尤も、アイントロ=サクソンの *feom* と是れに対応する *firma* 両名辞の間には言語学者の指摘する如くもともと歴史的に密接なる関係があり、従つて、フームは、本文に述べたることがとき意義を具有するとともに、夙に、また後述する如き「慣習的に一定額に固定せる地代」(fixed rent) なる意義をも有したことは、注意せられなければならぬ。Cf. O. E. D., s. v. Farm.

- (2) Cf. Vinogradoff, *op. cit.*, pp. 301 f.
- (3) Cf. Lennard, *op. cit.*, pp. 177 f.
- (4) Vinogradoff, *op. cit.*, Appendix xiv.
- (5) *Domesday of St. Paul's*, ed. W. H. Hale (London, 1858), Hale's Introduction. Cf. Vinogradoff, *op. cit.*, p. 302; W. J. Ashley, *An Introduction to English Economic History and Theory*, Part I: The Middle Ages (London, 1888; 4th edn, 1909), pp. 44 f.; Lennard, *op. cit.*, p. 131, note 1.
- (6) 因みに、これらの穀物のうち小麦は言う迄もなく主食用の穀物、燕麦と大麦とは共に飲料・飼料用の穀物であるが、それらは当時このキャスィードラルに隣接所在せる三つの施設——horse-mill と bakehouse と brewery とに於て、最後のものの管理人の監督の下に、或いは粉に碾かれて麵麩に焼かれ、或いは又麦酒に醸造せられた。 Cf. Ashley, *op. cit.*, p. 45.
- (7) 前掲拙著、とくに其の一五四—一五九頁参照。
- (8) *Dialogues de Scaccario*, ed. Charles Johnson (London, 1950), p. 40. 翻訳は、今日現存の一切のラニエヌック・リプトの照合の上に最良のテクストを提供する右の書に於ける編者モンヌン自身の近代語訳に拠らず、努めて逐語訳を旨とした。なお、本書の成立年代、性質、著者等に関しては、右の書に於ける編者の序説のほか、*English Historical Documents*, Vol. II (1042~1189), ed. D. C. Douglas & G. W. Greenaway (London, 1953), pp. 491 f. 参照。

II

以上、我々は *ferma* に関して記述が初期の荘園調査書に現われる場合、屢々夫れが、そのアングロサクソン形 *feorm* の原義の食物なる現物形態に於ける封建地代——封建地代の最初の形態としての生産物地代を意味したことに就いて述べた。

然し乍ら、我々は又、イングランド史上本来の封建時代を意味する「征服」以後第十二—三世紀の時代に於て既に

食物地代はきわめて屢々貨幣地算出の基礎に前提をなすに過ぎないものになっていた事実を看過することも許されない。かくて、前節に於て我々の見た、ラムジイ修道院領の前記エルタン村の莊園に於ける「二週間のファーム」は、夫れを構成せる各種の農産物の価格が夫々片 (*denarius*) を以て表わされており、また、かの『出納府問答』の既引の箇所につづく部分に拠れば、当時ノルマン朝のウィリアム一世・同二世諸王の時代前述の如く定期的に王の各地の莊園より王の宮廷に搬入せられた食糧は、たとえば、百人分の麵麩を焼くに十分なだけの小麦の量 (*mensura scilicet tritici ad panem c. hominum*) が志 (*solidus*)、〔食肉用に〕太らせた牡牛の胴体 (*corpora bouis pasualis*) がおなじく志、一匹の雄羊 (*aries*)、又は一匹の雌羊 (*ovis*) が四片、馬二十頭分の糧秣 (*preuenda xx. equorum*) がおなじく四片、と云うように、夫々の物資の量目が一定の貨幣価値を以て表現せられているのである⁽¹⁰⁾。のみならず、かの中世イングランドの代表的な年代記作者 Matthew Paris (ca 1200~59) の『歴代僧院長事績志』 (*Gesta Abbatum*) に拠れば、セント・オールバンズ St. Albans 修道院の所領に於ても第十二世紀前半僧院長ギョフリ Geofrey の時代 (一一一九—四六) 以来マッシュユウ・パリス在世当時の第十三世紀に於て、そこに明らかにラムジイ修道院領或いはセント・ポール修道院領に見られたと同様の組立てにおける *firmæ* が見出されるのであるが、その場合、それらのファームは、ほぼすべて、最早金納化 (*commute*) せられていて、修道僧たちの食糧品保管係の手許に収めらるる、一週参拾志といま一定金額に固定 (*consolidate*) せる、貨幣形態に於けるファームのうち、参志が「ロンドンその他から我々の (修道僧たちの) 食糧を運び来る義務を有する」九人の運送人たち (*carcinarii*) への報酬に充てられ、残余の参拾志が「我々の (修道僧たちの) 食物のために」 (*pro victu nostro*)、〔——これが購入の資金として〕役立てられる、とせられていたのである⁽¹¹⁾。而して、なお、ペリ = セント = エマインズ Bury

St. Edmunds 修道院に關する、大体第十一世紀中に書かれた所の種々の覚え書の類を編纂せる一つの記述史料は、また我々に一般的に「征服」以後の時代に於ける食物地代の金納化の趨勢を暗示しているものと考えられる。即ち、此の記録中の、「征服」直前——一〇四四—六五年の間に右修道院の院長職に Leofstan が在った期間に成れる部分と考えられる、右の人物が出てくる部分に拠ると、此の修道院の經濟も亦、例えばその所領の一部をなす New-ton 村の莊園に於ける、——四ブッシェルの麦芽・12ブッシェルの小麦・屠殺用の牡牛一頭・五匹の羊・ペイコンの片側二十二枚・千三百塊の麵麩・チーズ十本と云うがごとき、一般に食物地代の給付に主として依存しているのであるが、それが、此の記録中の、前記レオフスタンの後継者 Baldwin の在職期間（一〇六五—九七〇）——「征服」直後の時期に成れる部分と考えられる、右のボールドウィンなる人物が出てくる部分になると、一般に食物地代は影をひそめて、例えば此の修道院の所領の一部をなす Lackford 村に在る二つの製粉場 (myne-gafel) の給付すべき地代は、——その一つからは半磅 (pund—libra) ぐま一つの夫れからは拾貳オー (or) (＝百九拾貳片即ち拾六志) と云ったように、今や一般に貨幣形態に於て表わされるようになっていたのである。⁽¹²⁾ 我々は、かくて、ダグラスとともに、⁽¹³⁾ 此の第十一世紀の後半の時代、此の当代有数の修道院の所領に於ては、従前の食物地代の大部分は恐らく貨幣地代に置き換えらるるに到ったものと結論づけることを得るのである。

さて、斯くファームが今や多くの場合その一定期間封建領主の家族を扶養するに必要な食扶持—食物地代なる初期的規定性を脱却し貨幣形態に於ける封建的固定地代なる形態を整えきたると共に、爰に明確なる姿をとって現われるのが、ほかならぬ、斯かるファーム納入を条件として他人の所領—莊園の管理經營に當る所の特殊な人間——*firmarius* である。その場合、*firma* とは、まさしく一定額の地代 (貨幣地代) の意味より、更に転じて斯かるものを、

納める者にその管理經營の委ねられている特定の土地・権利夫れ自体をも意味しているのである。

といった、一〇六六年の「征服」以後、封建領主は、彼の莊園を、sub-infundationを通じて、一人の 'feudal sub-tenant' に授与することも可能であれば、之を斯く「再下封」せずにかれ少かれ直接に經營し、彼の莊司 (vicarius, bailiff) を介して彼自身の利益のために直營地を耕作することも可能であったが、又彼の莊園を「ファームに出す」(ad firmam ponere) [「put to (at) farm」] こと、換言すれば、彼の莊園を一定の地代(貨幣地代)との引替えに一人の firmarius に貸出す ('let out' or 'lease') ことも可能であったのである。その場合、封建法の法理よりすれば、重要な區別は、まさに右の三つの方式のうち、第一の方式と、第二・第三の方式との間に存した。と云うのは、いま、或る領主が或る莊園を「再下封」したときは、彼は最早その直接の領主 (capitulis dominus) たることを止めたのであるが、若しも彼が夫れを或る firmarius に貸出したとすれば、彼は依然その莊園の領主たる地位に在ったのであり、その莊園は、夫れが彼自身の利益のために彼の莊司に依って直接に經營される場合と殆ど変りなく、彼の直轄莊園 (demesne manor) の一つとして引続き存在したからである。然し乍ら、飽くまで法制史家ならざる經濟史の学徒としての我々の立場より、当時の農民の一般に彼等の上級者に対する日常的な社会的經濟的關係に即して事態を考察するときには、さきの所領經營の第二の方式と第三の夫れとの間に存する區別こそ、むしろ重視せらるべきものであった。ただし、領主が彼自身の直營地を耕作した場合には、彼は農民並びに彼等の仕事に対して直接交渉を持つ立場に立ったのであり、之に反してその莊園がファームに出された場合には、当該 firmarius が農民と彼等の領主との間に介在することになったからである。⁽¹⁴⁾

かくて、飽くまで經濟的な分析視角よりする限り、所領の直接經營に伴い、利益と損失との機会が二つながら領主

の掌中に存する、「直営地耕作」(demesne farming) のシステムと、領主が一定額の地代(貨幣地代)を取得するのに対して、借地権 (lease) —— 多くの場合、終身借地権 (lease for life) —— に基き当該直営地を保有する所の *firmarius* に斯かる利益ならびに損失の機会が最早移行してしまふ「莊園貸付」(farming-out of manors) のシステムとの間に、我々は、凡そ、根本的な対照関係を認めざるを得ないのである。⁽¹⁵⁾ 即ち、後者の「莊園貸付」制の場合、一方貸手たる領主にとっては、夫れは、彼を管理に伴う種々の心労事より解放し、常にその土地財産の価値を下廻り・とりわけ農業利潤の上昇(「穀物価格の昂騰」)期に於ては不利益ながら、なお予め計測可能な且つ徴収の容易なる所の、確實にして安定せる収入を彼に約束するものであったが、他方借手たる *firmarius* にとっては、夫れは、彼がいま領主の恣意に依り不斷に変更されることなき慣習的に固定せるファームを定期に支払う義務を履行する限りに於て、当該莊園の隷屬農民との關係に於ては彼に宛かも領主の如き地位——言わば *status quasi dominus* を保證し、以て彼等農民の剩餘労働の一般的通例的形態を表わす所の本来的封建地代を直接收取する権利を確保せしめるものであったのであって、その場合、若しも彼の挙げ得たる地代収入が初めにその領主に対して支払うべく約したる所の金額を上廻る——事實は屢々そうであったのであるが——ときには彼は利益を挙げ、又若し彼の地代所得が領主に約せるファーム額を下廻るときは彼は損失を蒙るべきであったのである。

なお、以上のことに關聯して、當時の「莊園貸付」制が屢々いゝわゆる「the farming-out of manors on stock-and-land leases」なる形態をとれること、即ち、夫れが屢々単なる土地の lease に非ずして、當時の文書に一般に《《*instantanea*》》として現われる、土地を働かすに必要な諸々のストック——犁耕 (ploughing) 用の牡牛、耙耕 (harrowing) 用の馬のほか、その排泄物がまた肥料として役立つ牝牛・羊、その他豚・山羊等の一般に所謂「live-

stock」或いは諸種の穀物の種子と云った「経営資本」を附加せる形態に於ける土地の lease に基く所の「莊園貸付」制として現象せることが、爰に注目せられなければならない⁽¹⁶⁾。即ち、その場合、莊園領主は自己の莊園を firmarius に貸出すに當って、上記の如き諸種の「経営資本」をも併せて之を提供し、而してそれらはその「莊園貸付」契約の期限満了時に於て貸手たる彼に復帰すべきものとしたのであって、斯くして果してよくそれらの「経営資本」がもと貸出されたる当初の状態の仮に減損せられることなく返還せらるべきやは、常に彼れ領主たるものの關心の存する所であつたのである。その意味に於ては、斯かる「莊園貸付」制に於ては、領主たるものは、今日普通「leasehold」の語の聯想が我々に暗示するよりも、以上に深い關係を、農耕の仕事に対して有したのである。此の点は、飽くまで留意せられねばならぬ。

以下、我々は、「征服」以後第十二世紀の頃にかけて現われたる、右にその一般的性格を約説せる如き、一定額の地代(貨幣地代) — *firma* 納入を条件に *firmarius* に対し当該莊園の管理經營を委ねる所の、いわゆる「莊園貸付」制の具体的事例を、少しく見てみようと思うが、その場合、先ず問題となるのは、「征服」以後二十年—一〇八六年に「征服王」ウィリアム一世の行える・同時代の大陸諸國に比類無き全国的規模の一大調査 Domesday Survey の結果を集輯せる所の Domesday Book に反映せる諸史実である。

筆者は、さきに「ドゥウムズデイブック」に於て *Terra Regis* なる名辭を以て現われる・當時千四百二十二の *manerium* より成れる王領の管理・經營機構を具さに分析したる際、夫れが多くの場合上述の「莊園貸付」制、——特にその *firmarius* がかの州 (county) の州奉行 (Sheriff) である如き「莊園貸付」制を採れる事實を明らかにしたのであるが、いまレナードの調査に従えば、當時の王領に於ては、瞭らかに *ad firmam* の状態に置かれてあるもの

として記述されている、王の直轄莊園は、「ドゥウムズデイ・サーヴェイ」の対象となる三十四州のうち、実に二十五州に於て見出され、而もこれら二十五州のうち若干の州——例えば Buckinghamshire, Worcestershire, Devon の諸州に於ては、すべての或いは殆どすべての王領莊園が、斯かるものとして記述せられているのである。⁽¹⁸⁾

併し乍ら、「ドゥウムズデイ・ブック」に於ていま斯かる「莊園貸付」制の認められるのは、決して右の王領の場合に止まるものではない。おなじくレナードの調査に拠れば、王領の場合に於けるほどしかく全国的に普遍的な現象とは言い得ないまでも、なお Norfolk, Suffolk, Essex また Shropshire, Surrey, Sussex の諸州に於て、王領以外の封建的保有地に此のシステムが行われている事例が比較的多数見出されるのであり、特に Hampshire, Kent の兩州に於ては、そこに、王領以外の封建的保有地に於ける「莊園貸付」の事例が並はずれて許多認められるのである。而して、斯かる王以外の封建的土地保有者中、直接、当代の土地法上の唯一の所有者たる「王より保有を許されて」(de dominio Rege) 土地を保有する土地保有者、換言すれば、斯かる者より更に「sub-impleudation」に依つて逐次土地を保有する所の一般に王の間接受封者——いわゆる *subtenantes* へに対する王の直接受封者——いわゆる *tenantes in capite* への土地について見るに、二十八人の宗教的領主(諸侯 (Baron)) 並の大司教・司教・修道院長等)と、四十七人の一般世俗の領主(主として諸侯、一部は王側近の小身の奉仕者 (King's sergeants—*servientes*))との土地に於て、そこに我々は、一定額の地代(貨幣地代)との引替えにその莊園が貸^{フイムズデイ}出されている事例を認めることが出来るのである。⁽¹⁹⁾

斯かる「莊園貸付」制の、「ドゥウムズデイ・サーヴェイ」当時以後に於ける事例としては、我々は、最近のイギリス学界に於ける新しき「地方史」研究の動向を代表せるフィン・バークがその近著のタヴィストック Tavistock 修

道院領を中心としたデヴン州の社会経済的研究に引用している⁽²⁰⁾。一つのチャータに現われた夫れを、その代表的なものとして挙げることを得よう。該チャータは、もと、『英国史学評論』誌上 (*English Historical Review*, Vol. LXII (1947), No. 244, pp. 352—377.) に彼自身の手により “Some Early Tavistock Charters” として印刷・紹介されたものの一に属し、一一五五—六〇年の間に成立せるものであるが、当時デヴン州にあった此の有名な修道院の長 Geoffrey が、その前に彼が西隣 Cornwall 州に同修道院の領せる諸莊園を同修道院直属の騎士 Ermenald に sub-*inf feudate* したる際その所有権を留保せる所の Antony, St. John, Shevick なる、三つの教会の土地を Pethewin の助祭 (*diaconus*) の Andrew といふ者に、その管理経営の権利の存する所の土地即ち *firma* として委ねる旨を書き認めているチャータ (特権譲渡状) であつて、そこには、*firmarius* たる助祭のアンドゥルウは、彼が死する迄、或いは——法的には同じ事であるが——彼が隠退して修道院入りをするときまで、此の三つの教会の土地を保有し、その代りに毎年二月二日の聖燭節^{カナルトマス}と六月二十一日の夏至の日と八月三十日の St. Runon 祭当日と三回に分つて「分割払の形式で」計参拾志をタヴィストック修道院に支払うべき旨の取り決めがなされているのである。その際、我々の注意すべきは、アンドゥルウが同時に、司教 (デヴン・ユーンワル兩州を管轄する Credition (Devon) の司教) の面前に於て、*firmarius* として将来これら三つの教会の土地財産を忠実に管理すべき旨の誓約をなせしめられてゐる点で、このことは、前述せる如く、当時一般に自己の土地を賃^{フイェアラ}出せる者がその後も依然その土地の領主たる者としてその管理が如何に行わるるかに多大の関心を示したる事実を、如実に物語るものである⁽²¹⁾。而して、おなじく第十二世紀に於ける「莊園貸付」制については、我々は又、レナードに依つて引用せられてゐる⁽²²⁾、先年ウォットキン Dom A. Watkin に依る発見以来今なお未刊の・グラスタンベリ Glastonbury 修道院領

関係の一文書——かのヘンリー一世歿後のノルマン朝末期内乱時代のイングランド王ステイヴン（一一三五—一四五四）の末弟たる Winchester の司教にして当修道院長を兼ねたるプロファ家のヘンリー（Henry of Blois）の死（一一七二）後、当修道院聖歌隊の先唱者（*praecentor*）Hilbert の手に依り編纂されし莊園訊問（調査）書 ≪ *Inquisitio Hilberti* ≫（Trinity College, Cambridge, MS. R. 3. 33.）——に拠つて、ヘンリー一世時代に於てその三十三箇所の莊園は紛う方なく *ad firmam* の状態に置かれていたこと、而してそのうち二十九箇所の夫れの *firma* はいま明らかに貨幣地代であったことを知り得るのである。

さて、以上に現われた *firmarii* は、或いは州奉行であり、或いはまた助祭と云つた聖職者であつて、いずれにせよ、彼等自身一般に封建社会に於ける支配階級を代表する封建的土地保有者身分に属する者であつたが、爰に、注目すべきことがある。夫れは、莊園が一般に封建的保有農民に依つて *ad firmam* に（*—firma* の形で）保有せられる場合があつた、と云うことである。

我々は、斯かる事例を、先ず、「ドウウムズデーブック」に見出す。即ち、かのロンドンのセントポール寺院の僧会員たちは、既に古くメイトランドの注意せる如く、彼等が Middlesex 州 Willesden に有せる莊園を、その村の *villanus* (villain) たちに貸出してゐた（*Hoc manerium tenent villani ad firmam canonicorum.*）⁽²³⁾。又、Surrey 州のチャートシイ Chertsey の修道院は、同州に在るその所領の一部の East Clandon の莊園を「其処に在る六人の」ヴェレンたちに貸出してゐたが、その場合、此の莊園は、曾つて「征服」前夜のエドワード懺悔王時代（一〇四二—一〇六六）の末年現在には六磅の価値ある土地として評価せられたるにも拘らず、「調査」当時（即ち一

○八六年現在)に於ては最早四磅の価値を認められているに過ぎず、而も此の莊園を今や借受^{ブイ}せるところのヴァレンたちは「*firma*として」依然六磅を、領主たるチャートシイの修道院に納めてゐるのである(Tempore Regis Edwardi valebat vi libras. Modo [valet] iiii libras, et tamen villani qui tenent eā reddunt vi libras.)⁽²⁴⁾」の⁽²⁴⁾に、その *firma* たる *villani* による爾餘の此の莊園の隸屬農民(十二人の小屋住農 (*bordarii*))の搾取——後者よりの本来的封建地代の抽出が夫れだけ苛酷なものとならざるを得なかつた事情を示すものとして、既に述べられたることとの関聯に於て、注目せられなければならない。而して「ブツク」に拠ると、Devon 州の *Herstankhala* なる村には「*Goscelin of Exeter (Goscelmus de Exceestre)* なる直接受封者の所有にかゝる小莊園が存し、其処では六人のヴァレンたちが三組の「夫々八頭の牡牛に依り牽引せざる有輪犁 (*Räderflug, charrue*) の」犁隊 (*carruca*) を有してゐて、且つその土地からは式拾志の地代が納められる旨記載せられてゐるが、⁽²⁵⁾ いま Somerset 州とほぼ、ヴァン・コーンワル兩州と Dorset, Wiltshire 兩州の一部の土地とに關する「レマウムズデイ＝サーヴェイ」の調査結果を集轉して、そのうちに「ブツク」に記載洩れの事項を含む所の「いむゆの *Domesday satellites*」の二つ——元来デヴンの *Exeter* 大寺院に保存されて來つた通称「*Exon Domesday*」(今日「ブツク」の唯一の刊本『公記録委員會^{リイコト、ヒストリカル・ソサエティ}』本の補^{スプレッドシート}、巻第四卷に収録、以下 D. B. IV の形で引用)の同じ *Herstankhala* 村に關する条を見とみると、『其処に *Goscelin* は「これらの一・五ハイヤ(すなわち一八〇エイカー)の土地と三組の犁隊とを *firma* の形で保有してゐる」の、六人のヴァレンたさを持つてゐる』(*Goscelmus [habet] vi villanos[sic] qui habent hanc. hie dam et dimidiam et has. iiii. carrucis ad firmam.*)⁽²⁶⁾とある。又、同様に「ブツク」に拠ると、デヴン州の *Ly-mastone (Levestona)* なる村に、元来 *Gislebert* 伯の息子 *Richard (Ricardus filius Gisleberti Comitis)* なる

者が王より保有を許されて保有する莊園であつて、しかもいままた彼より William (Willelmus) なる者が保有してゐるのであるが、其処には、十人の villani, 六人の bordarii, および二人の奴隸 (servus) が存し、八磅の価値ある土地として評価せられてゐる。⁽⁸⁷⁾然るに、やはり前記『エクセタのウィヤウムズデイ』の同じ村に關する條を見てみると、これまた、八磅の firma を以て、十人の villani, 六人の bordarii, 二人の servi らの土地耕作者たちが、間接受封者のウィリアムから借受してゐる所の莊園であることが判然とするのである (… hanc tenet Willelmus capra de Ricardo. de hac reddunt x. villani et vi. bordarii et ii. servi viii. libras ad firmam Willelmo.)⁽⁸⁸⁾。

(9) Cf. Vinogradoff, *Villainage in England*, Appendix xiv.

(10) Johnson, *Dialogus de Scaccario*, p. 41.

(11) *Gesta Abbatum* (Rolls Series), I, 73—75. Cf. Lennard, *Rural England*, 1086—1135, pp. 131 (note 1), 132, 134.

(12) Robertson, *Anglo-Saxon Charters*, No. civ. 因みにモナー (Modern Eng. — ore) が、時に式捨片にあたるが、此の場合は捨片ではない。 Cf. *ibid.*, pp. 441, 446, 501.

(13) Cf. *Federal Documents from the Abbey of Bury St. Edmunds*, ed. D. C. Douglas (London, 1932), p. cxxxiii. 本邦「タムラス」の「第十二世紀の中葉」に於ては、この「ペリマント」は「ペン」修道院の經濟は「スキ」' a few sporadic survivals ' を除いて、最早一般に金錢地代に依存するに到つたことである (*ibid.*) 。

(14) Lennard, *op. cit.*, pp. 110 f.

(15) *Ibid.*, p. 112.

(16) Cf. *ibid.*, pp. 192 f.

(17) 前掲拙著『インタラント封建制の形成』第七篇、第三—四節(三四六—三五九頁) 参照。

(18) Lennard, *op. cit.*, pp. 123 f.

(19) *Ibid.*, pp. 124 f.

- (20) Cf. H. P. R. Finberg, *Tanstock Abbey, A Study in the Social and Economic History of Devon* (Cambridge, 1951), p. 19.
- (21) Cf. *ibid.*, pp. 241 f.; Frank Barlow, *The Feudal Kingdom of England, 1042~1216* (London, 1955), p. 275.
- (22) Cf. Lennard, *op. cit.*, pp. 134, 178, 191.
- (23) D. B., I, fol. 127b. Cf. F. W. Maitland, *Domesday Book and Beyond* (Cambridge, 1897), p. 146; Lennard, *op. cit.*, pp. 153 f.
- (24) D. B., I, fol. 34. 角括弧内は引用者の加筆。以下同断。なお、「ブック」の斯かる敘述形式の意味の解釈については、Lennard, *op. cit.*, p. 116. に於ける重要な指摘参照。
- (25) D. B., I, fol. 113.
- (26) D. B., N, fol. 398.
- (27) D. B., I, fol. 113.
- (28) D. B., N, fol. 460. 因みに、此処に現われたる奴隷が、即、自、的、に、は、中世的な直接的生産者——直接耕作に従事する土地占有者 (cultivating occupiers) としての隷属的保有農民——ヘルクスのいわゆる „*sich selbsterhaltender Leibeigener*“ [*Das Kapital* (Ausg. v. M. -E. I., I.), III, 840] の範疇に入らぬことは、云々までもない。おそく、此の場合に於ける彼等は、最早、彼等のマンシロッサン時代の先行者同様、いわゆる *servi casati*——一片の庭地 (croft, garden plot) の附属せる小屋を有し、己れ自身の屋根の下に独立のかまど (penates) を営める「小屋住奴隷」(「保有奴隷」) に既に移行せるものであったのであるうと思われる。前掲拙著、第五篇(とくに二七九—三〇五頁) 参照。

III

以上、我々は、「ドゥウムズデイブック」の編纂を見たる第十一世紀以降——第十二—十三世紀のイングランドの中世封建時代に、封建的土地所有の発展とともに、本来の所領経営の形態としてのかの周知の直営地耕作(古典荘園

形態)とはまた別に、之と並んで、「莊園貸付」なる所領経営の形態が、兎に角、之を無視し得ない規模に於て、展開したことを、夫れとともにそこに社会の各層に *Firmarius* なる型の人間が少からず現われたこと、これらのことを、及ばず乍ら考証したのであるが、以下に於ては、当代の特定地方に関する特殊な史料の批判的措置 II 分析を通じて、より深く一般に *Firmarius* なるものの実体に迫ってみたい。

ここに当代の特定地方に関する特殊な史料と云うのは、従来殆どすべての中世社会経済史研究に於て既にさまざまなる問題視角から検討され来り、最近では本邦にても藤田重行氏に依つて一般的に農民層分析の資料として採り上げられた⁽³⁰⁾、ヘンリ二世の治世年間一一八三年成立の・北部イングランド Durham の司教管区の老大な所領に関する、ラプスリの判断に従えば一つの 'survey' と言わんよりは一つの 'rental' 或いは 'extent' —— その老大な所領の管理上の必要を充すべく作製せられた一つの 'polyphtichum' たるものであり、いま、所領の一つ Boldon の村 (*villa* —— *vill*) に於ける封建的諸義務が全記録を通じて屢々一つの基準⁽³¹⁾として言及せられている所から、伝統的に 'Boldon Book' なる称呼を以て呼ばれている所のものである⁽³¹⁾。因みに、このダラムの司教管区の存せる北部イングランドの一州は、中世時代ダラムの司教が彼れ自身一個の *comes palatinus* へたりしいわゆる County Palatine であつて、ダラムの司教は、よし彼れ個人は王の直接受封者であるとは云え、その州の「普遍的土地所有者」であり、領内の如何なる土地も、彼より保有を許されて直接——いわゆる「司教のバロン」(*baro episcopi*) の土地の場合——或いは間接に保有されていたのであるから、従つて彼は自己の管区にあたるダラム一州内に於て「王の特権」(*ius regalis*) を行使する所の存在であつて、王と雖も彼れ「司教を通じ彼の許可に依るに非ざれば其処に如何なる課税をもなし能わなかつた」と云う、甚だユニークな地位を占めたること⁽³²⁾。又、此の地方は、一〇八六年当時、North-

第一表

villの名	対象		物納	金納	労働	備考	「主体」			
	vill	deme-sne					個人	?	村民	ワイレン
① Boldon		△	小麦16c. 燕麦16c. 大麦8c.	10 m.		1) 物納ハ耕地2 carucatesニ対シ 2) 金納ハ残余ノ耕地 2 carucatesニ対シ		○		
② Cleadon & Whitburn		△	小麦20c. 燕麦20c. 大麦10c.	15 m.		1) 物納ハ耕地2 $\frac{1}{2}$ carucatesニ対シ 2) 金納ハ残余ノ3c.ニ対シ		○		
③ Wearmouth & Tunstall		△		20 l.		金納ハ製粉場ノfarmヲモ含ム		○		
④ Ryhope & Burdon		△	燕麦28c. 大麦14c.	6 m.		金納ハ羊300頭ニ対シ		○		
⑤ South Biddick	○			5 l.	1) 秋季牧草刈リニ20名提供 2) 穀物運搬ニ荷車36台提供					○
⑥ Easington & Thorpe		△		24 m.				○		
⑦ Shotton		△	小麦24c. 燕麦24c.	4 m.		金納ハ羊200頭ニ対シ		○		
⑧ Sherburn		△		6 l.				○		
⑨ Norham		△		16 m.				○		
⑩ Wolsingham & Rogerley		△	小麦16c. 大麦16c. オート麦70c.					○		
⑪ Whickham	○			26 l.	1) 物資運搬 2) 葡萄酒1 tun 運搬	金納 28 l. 中ヨリ運搬ノタメ馬1頭使用毎ニ2 d. 控除				○
⑫ Ryton	○			14 l.	全 上	但シ葡萄酒1 tun 運搬ハ次段Craucrookト共同				○
⑬ Craucrook	○		乳牛1頭 麦芽14c. 小麦粉14c. オート麦14c.	16 $\frac{1}{2}$ m.	1) 葡萄酒1 tun 運搬 2) castelium(城塞勤務者)1名提供			○		
⑭ Winlaton & Barlow	○			15 l.	1) 各男子1名ヲ伴イ牧草刈リ2日 2) 乾草積ミ・運搬1日	刈草ニ食事供与				○
⑮ Sunderland	○			100 s.				○		
⑯ Weston	○			12 m.				○		
⑰ Stockton & Hertburn		△	小麦200c.					○		
⑱ Little Haughton		△		8 m.	領主旅行ニ際シ馬ノ養護用意			○		
⑲ Great Haughton		△		20 m.				○		
⑳ Ketton		△		20 m.				○		
㉑ Heighington		△	小麦16c. オート麦16c. 大麦8c.	5 l.		1) 物納ハ耕地2 carucatesニ対シ 2) 金納ハ残余ノ $1 \frac{1}{2}$ c.ニ対シ		○		
㉒ Killerby		△		4 m.				○		

c.=chalder m.=mark(=6 pounds) l.=pound s.=shilling carucate=hide(120 acres)

umberland, Cumberland, Westmorland とも未だ「征服王」ウィリアム一世に依って征服せられておらず、従つて「ドゥウムズデイ・サーヴェイ」の対象とはならざりしたため、「ドゥウムズデイ・ブック」にその記載なきこと(83)これらのことが予め念頭に置かれていなければならぬ。

さて、ダラムの司教管区に司教領に於ても、その記述中に *ad firmam* なるフレイズが現われる、——若しくは其の意味が表現されているヴィルは、総計百四十一箇村中、右頁に第一表として示されたる如く、二十九箇村ある(順序は「ボウルタン・ブック」に於ける記載順——その際少くともこのことに関する限り二箇村が一つに纏めて記述されている場合は我々の表でもまた & で一括一段に収めてある)(84)。

而して、是れ以外に、なお、その記述中に未だ *ad firmam* の状態に置かれていない (*nondum ad firmam possim*) と云ふ否定形で此の句が出る、Tursdale と云ふヴィルが一つある。(85)

これらについて、先ず第一に何が 'farming-out' の対象とせられてゐるかを見みると、そこには先ずヴィルが「応全体として「貸付」の対象とせられてゐるものがある。⑤ South Biddick, ⑩ Whickam, ⑫ Ryton, ⑬ Craucrook, ⑭ Wintaton & Barlow, ⑮ Sunderland, ⑯ Weston (WYNESTOWE) が、即ち是れである。然るに、そこには、また、そのヴィルのデイメンあるいはその一部のみが「貸付」の対象とされている場合がある。前記の八つのヴィルをのぞく爾餘のヴィルの場合が夫れである。而して、いま、後者の場合並びに前者の場合についてもその内訳あるものについて、更に立ち入って見てみると、その「貸付」の対象とされているところの *demesne (dominium)* が、決して耕地 (*cultiva*) のみではなく、種々のものを含んでいることがわかる。即ち、先ず第一に、斯かる耕地を耕地として働かせるに必要な、犁耕用の牡牛、耙耕用の馬と云った役畜、または小麦・大麦・燕麦の如き

第 二 表

demesne vill 名	耕地	牧草地	家 畜			種 子	穀 倉	牛 小 舍	莊 館	製 粉 場	漁 場	其 他
			牡 牛	馬	羊							
① Boldon	○		○	○								
② Cleadon & Whitburn	○		○	○								
③ Wearmouth & Tunstall	○		○	○ 20頭	○ 200匹							
④ Ryhope & Burdon	○		○	○	○ 300匹							
⑤ Easington & Thorpe	○		○	○								
⑥ Shotton	○		○		○							
⑦ Sherburn	○		○	○								
⑧ Norham	○		○	○		○						
⑨ Wolsingham & Rogerley	○		○	○		○						
⑩ Stockton & Hertburn	○ 10c*	○										
⑪ Little Haughton	○		○	○		○	○	○	○			
⑫ Great Haughton	○		○	○		○	○	○	○			
⑬ Ketton	○		○	○		○	○	○				curia 建 物
⑭ Heighington	○		○	○								
⑮ Whickham	○		○	○		○ オート麥 20c.**				○	○	
⑯ Ryton	○		○	○		○ オート麥 20c.**				○	○	
⑰ Craucrook	○		○	○						○		
⑱ Sunderland	○		○	○						○		

*c. = carucate

**c. = chalder

穀物の種子、第二に、牧草地 (*pratium*)、第三に、普通 *curia* と総称せられる、村落のほぼ中央の堀割 (*Fossula*) と生垣 (*hasa*) とに依り囲い込まれた部分 (*clausia*) に荘館 (*aula*) を中心に夫れを圍繞して存する所の、諸種の建造物——穀倉 (*granaria*)・牛小舎 (*bovaria*) など、最後に、製粉場 (*molendinum*) の banalité や、村内の水流・河川等漁場 (*discaria*) に於ける魚介の採取権の如きものである。——以上を簡単に表示すれば、右頁に示された第二表の如くなる。

而して、此の表には現われないが、元来当時のダラム司教領のディメインを構成する要素としては、なおこのほかに、放牧場 (*pastura*)・果樹園 (*virgultum*)・森林 (*nemus*) その他製粉場の水車用の貯水池 (*stagnum*) などが含まれていた⁽³⁶⁾。

然らば、斯く *ad firmam* の状態に置かれている、全体としてのヴィル、或いはその一部たるディメインは、抑々如何なるものを領主たるダラムの司教に *firma* として納入することを条件にして、斯かる状態に置かれていたのであるうか。夫れを、例に依って簡単に表示したものが、既掲第一表の当該諸欄である。

即ち、貨幣形態の *firma* を給付することを条件としていたもの、全二十九箇村中二十五箇村、そのうち八箇村は、なお主として穀物たる農産物を別に納めており、六箇村は、斯かる貨幣形態の *firma* の補充物として(備考欄、第十一段目参照)生産物形態の夫れの代りに一般に自己又は他人の労働力の提供を以てしており、一箇村〔(37) Craucrook〕のみは、その *firma* に於て生産物・労働・貨幣の三形態をそろえている。かくて、全く貨幣形態の *firma* のみがその条件たるものは、(38) Wearmouth & Tunstall, (39) Easington & Thorpe, (40) Sherburn, (41) Norham, (42) Sunderland, (43) Weston, (44) Great Haughton, (45) Keton, (46) Killerby の十二箇村である。而して、一方

そこには、未だ *firma* の原形的形態たる農産物の現物納の形式を依然まもっているヴィルが、⁽⁸⁷⁾ Wolsingham & Rogerley, ⁽⁸⁸⁾ Stockton & Herburn と、四箇村ある。

ところで、これらの条件は、元來領主たるダラムの司教との間に取交された契約に基くものであるが、斯かる条件に依つて、全体としてのヴィル或いはその一部たるディメインを借受せる所の者は、一応、ここダラムの司教領の場合に於ても、かの「ドゥウムズデーリブック」に記載された王領の「貸付」に於て多くその *firmarius* となれる州奉行たちと同様に、今や前記の諸々の形態の *firma* を毎年領主たるダラムの司教に納める代りに、その経営権を獲得せる当該ヴィルの一般農民が従前ダラムの司教に対して給付し来れる封建地代を自己のために徴し得たのであつて、その場合、斯かる地代所得が最初彼がダラムの司教に約せる価値以上に出でたるときは、彼れ *firmarius* たるものは当然利益を収め、若し又その逆の場合には、損失を蒙るべきであつたのである。この間の事情は、いま、全体としてのヴィルが貸出されてゐる Whickham, Ryton, Craucrook, Winton & Barlow, Weston に関する記述中に、それらの「貸付」が「ヴィレンたちとともに」(*cum villanis*) 或いは「賦役とともに」(*cum operatione*) 或いは又「ヴィレンたちと賦役とともに」(*cum villanis et operatione*) と、ヴィレンたちの彼等自身の保有地による自らの生活資料ならびに労働条件の再生産のための必要労働を越える全剩餘労働の搾取、とりわけ彼等のディメインに於て実現する剩餘労働の直接的なる搾取を含む旨、明記せられてゐることからも知られる。

しかれば、これらのダラム司教領に於ける「借受」「貸付」ならざるの主体は、如何なる者であつたであらうか。その間の事情を表示せるものが、前掲第一表最右翼の「主体」欄であるが、見らるる如く、大部分―全体二十九箇村のうち二十箇村については、全く夫れに關した記載がなく、判明しない。而して、いまその判明する九箇村につい

て見るに、そこに先ずはつきり個人の名があがっている場合が、四つある。即ち、② Little Haughton は、Adam of Selby なる者が、③ Great Haughton は、Benedict of Haughton なる者が、④ Ketton は、Thomas de Hovyngham なる者が、⑤ Killerby は、門衛 (*hostiarius*) の Simon なる者が、夫々当該ヴィルのディメインをダラムの司教より借受^{フアーム}しているのである。最後の者は、恐らく我々が前節に見たかの王領の場合の King's *servientes* (九二頁参照)にあたる、司教の側近奉仕者の一人と考えられるが、このことは、「ボウルダン・ブック」の現存写本の一つ『前記A』に、この所が、『Simon hostiarius は、一人の騎士の采地 (*feodum unius militis*) の1/12にあたる奉仕の代償として一カリネキット (*carucata*) [「一ハイド」]の土地を保有す』とあることに依つても確かめられる (cf. D. B. N. 585 (340), note 10)。而して、爾餘の三者は、思うに、夫々、もと大陸に於ける *villicus* (*Meier, maire*) と同様、夫々の村の莊園の「イリフたりし者が、今やその領主より下ザクセン地方にて謂う *Meierrecht* に相当する *lease* の権利——*Pacht* の権利をかち獲て *farmer* (*Pächter*) となったものである⁽³⁸⁾。而して、以上の・個人の名が *farmer* として挙つてゐる四つ以外の、その「借受」の主体がわかる五つのうちの一つ⑥ Ryton の場合は、そこに『*Homines de Riton tenent villam de Riton ad firmam cum dominio* ...』とあって、明らかに「ライタンの人々」が、斯かる集團として、当該村落のまさに *farmer* たるものであることがわかるが、その場合、彼等は、思うに、今や彼等が *farmer* として搾取しつつあるヴィレンたちと同様に、もと此の村の隷属民保有地 (*terra servilis*) に依然土地を保有し、ダラムの司教を本来その領主と仰ぐ所の、一部の富裕なヴィレンたちであつたであらう。而して、⑦ Whickham, ⑧ Winalton & Barlow の場合は、いずれも必ずしも、いまその「借受」の主体が明かにわかると云うわけではないが、先ず前者については、さきのライタンの

記事中に、『ライタンの人々』は、『ウィッカムの彼等の如くに物資運搬に従事する』(facit ladas sicut illi de Quocham)とあることによつて、又、後者については、その記事中に、『彼等は、各々男子一名を伴つて、二日間牧草地〔この両村以外のダラム司教領のヴィメインに於ける〕の刈草をなし、その際一回食事を給せられ、一日乾草を積み且つ運ぶ』(facit prata duo diebus, unusquisque, cum uno homine, et tunc, habent corrodium, et levant fenum et quadrigant i die.)とあることによつて、いずれも、ほぼその「借受」の主体が、さきのライタンの場合と同様、夫々「ウィッカムの人々」・「ウィンレイタン・バローウ両村の人々」であることは、明らかであるうと思われる。

而して、そのヴィルの「借受」の主体が判明する最後のもの——⑤ South Biddick に関しては、このヴィル全体が、曾つて我々が「ドゥウムズデイブック」・「イクスン・ドゥウムズデイ」に於ていくつかその事例を見出したと同様に、ヴィレンたちによつて借受されている旨、明記されている(Villani de Southhydyke tenent villam suam ad firmam.)。而も、爰に注目すべきは、このサウス・ビディック同様、いずれも当該ヴィル全体が「貸付」の対象となつてゐる上述のライタン・ウィッカム・ウィンレイタン・バローウの場合に於ては、それらに関する「ポウルダンブック」の記述様式は、すべて、そこにヴィメインがはっきり存在するものとして、かかるヴィメインとともに、当該ヴィルが「貸付」の対象として扱われているのに対し、このサウス・ビディックの場合に於ては、そこにヴィメインについて記される所がない、と云うことである。(この点に於て、我々は、「ドゥウムズデイブック」の、同様ヴィレンたちに依つて全体としてのヴィルの借受されている事例の一つのみのドゥウルセクスの Will-lesden に関する先に引用したセンテンスの次に、『ヴィメインには何物も存せず』(In dominio nil habetur.)と

あることを想起する。⁽⁴⁰⁾ 思うに、かかるサウス・ピディックの如き、そこにディメインの見られざるヴィルの場合、そのヴィンたる farmer は、最早本節に於て上来我々が見たるごとき farmer とは異質なる性格の者であろう。即ち、かかるヴィルには、彼等以外村民なる者が存せず、従つて客観的に彼等に依る搾取の対象が存在せず、彼等は言わば曾つてヴィノグラードフが言えるごとく「self-governing community, farming its own dues」を形成するものであったと考えられるのである。⁽⁴¹⁾

(32) E. g. F. Seeborn, *The English Village Community* (London, 1883, 4th edn, 1890), pp. 68—72; F. W. Maitland, "Northumbrian Tenures", *Eng. Hist. Rev.*, Vol. V (1890), p. 625; G. T. Lapsley, "Cornage and Drengage", *American Historical Review*, Vol. IX (1904), p. 670; N. Neilson, "Customary Rents", in *Oxford Studies in Social and Legal History*, ed. P. Vinogradoff, Vol. II (Oxford, 1910), Chap. i & ii; R. Reid, "Barony and Thanage", *Eng. Hist. Rev.*, Vol. xxxv (1920), p. 161; J. E. A. Jolliffe, "Northumbrian Institution", *Eng. Hist. Rev.*, Vol. XLI (1926), p. 1, etc.

(33) 藤田重行「十二世紀末期のヤマト司教領における諸農民層について」(『東京都立大学創立十週年記念論文集』(昭和三十五年三月)、四七七—五一六頁所収)

(31) 以下、「ボウルタン・ブック」のテクストは、現在刊本として、存する二種の夫れ、即ち、一八一六年前出『公記録委員会』本「ドウムズデイ・ブック」第四巻中に「五六五—五八七頁」編者 Henry Ellis に依り、現存する本文書の四種の写本——A (第十三世紀のもの)・B (第十四世紀末)・C (一四〇〇年頃)・D (第十五世紀) のうちの最後のものに拠つて収録せられたるものと、一八五二年「Surtrees Society」叢書第二十五巻「Baldon Buke」として編者 W. Greenwell に依り、上記写本Bに拠つて刊行せられたるものうち、多く引用せざる前者に従つ(後者は筆者未入手)。本文書には、前引 G. T. Lapsley に依る、右の四種の写本の照合に基づく翻訳あり、夫れは、彼の本文書の全面的検討の所産たる "Introduction to the Baldon Book" なる一篇をよみて、すなはち *The Victoria History of the County of Durham*, ed. W. Page, Vol. I

(London, 1905) のうちに「夫々その pp. 327—341, pp. 259—317. に収められている。なお、本文書に於ては、典型的な「サーヴェイ」たる「ドゥウムズナイーブック」に於けると同様、その記述は *villa* 単位になされているが、然し乍ら「ブック」とは異なって、そこに *manerium* なる語が全く用いられていないことが注目される。而して、一般的に、インクランドの南部地方との対比に於て、此の地方の農業社会の地方的特殊性として先ず強調されるべきは、此の地方に於ては、たかだか二三つ乃至四つと云った程度の数のウィルから成る一般に南部型大荘園の規模を遙かに越えた、多数のウィルより成る巨大なる荘園的所領 (*manorial estate*) が支配的であったと云うことである。Cf. Lapsley, *loc. cit.*, pp. 260 f.; F. Pollock & F. W. Maitland, *The History of English Law before the Time of Edward I* (2 vols., Cambridge, 1895; 2nd edn., 1898), I, 608.

(32) 藤田・前掲論文二(四七八)頁、註(2)、四(四八〇)頁参照。

(33) 前掲拙著、三三七頁参照。

(34) Boldon Book (D. B. W), pp. 566 (328), 567 (328), 568 (328), 569 (329 f.), 571 (330), 573 (332), 576 (334), 579 (336), 580 (336), 581 (337), 583 (339), 584 (339), 585 (340). —括弧内頁数は、前記『マイクロフ女王記念英國州史』収載のラフスリに依る翻譯の頁数、以下同断。

(35) Boldon Book (D. B. W), p. 570 (330).

(36) 第一の「放牧場」は、⑨ Little Haughton 村の「貸出」されることなく依然領主の手中に在る、但し、後述する如くこのウィルのディメインを借受せる Adam of Selby なる人物は、若しも彼が夫れを希望すれば、彼がファーム権を保持している間、其処に百匹の羊を放牧し得たる所の「夫れの如き」第二の「果樹園」は、⑩ Heighington 村が、⑪ Killerby 村と共に一荘園を形成せる Heighingtonshire の「全マニール」全小屋住農 (*coltmanis*) に、その開墾義務の存せる「——*curia* とともに」、Heighington の夫れの如き、第三の「森林」は、前記 Tunsdale 村 (註(35)参照) に於ける、「未だ *d firmam* の状態に置かれてゐない」ものとして、製粉場・荘館所在の宅地 (*toftum aule*)・果樹園・牧草地と並んで現われるところの夫れの如き、最後の「製粉場の水車用の貯水池」は、Bedlyngton 村 (D. B. W, p. 572 (331)) の夫れの如き、こうした領主直営地の構成要素としての夫々のもののいま一例である。

(37) 斯かる契約書の内容は、「ボウラダンブック」の記述中に、*circragraffa* なる形でときどき触れられている(⑫ Wol-

singham & Rogerley, ⑲ Little Haughton, ⑳ Great Haughton, ㉑ Ketton の場合)。

(28) Vgl. G. v. Below, *Geschichte der deutschen Landwirtschaft des Mittelalters*, hrsg. v. Fr. Lütge (Jena, 1937), S. 74. (『堀米庸三訳「ドイツ中世農業史」(昭和三十年)九四—五頁)。

(29) 我々は、そこに、最近我が吉岡昭彦氏により、所謂農民層の近代的ニブルジヨフ的分解——資本ニ賃労働関係の創出の過程になぞらえて、「封建制の構造分析」の武器として理論的に唱道せられつつある、封建制下に於ける農民層の「封建的分解」——領主ニ農民関係の再生産の過程の一端を窺知し得るでもあろうか。同氏「封建的分解と領主制」(福島大学経済学会『商学論集』第二十八卷第二号)参照。

(40) D. B., I, fol. 127b.

(41) P. Vinogradoff, *English Society in the Eleventh Century* (Oxford, 1908), p. 396.

IV

以上、我々は、「ボウルダンニブック」の、ダラム司教領の諸村落に関する記述中に於て、*ad firmam* なるフレイズの現われる限りの、ヴィルの記述を稍々詳細に分析してみたのであるが、その最後に到って、そこに、我々は、言わば、農民的 farmers とも称すべき farmers の存在を見出した。

然るに、斯かる農民的 farmers は、此の「ボウルダンニブック」に記述されたる一部村落に於て、既に最初から文字通り *firmarii* として、現われているのである。我々は、最後に、このものを分析してみよう。

いま、最初から *firmarii* なる形で表われる階層の認められるヴィルは、次頁第三表に示される如く、すべて十一箇村あり、これら十一箇村を通じて、そこに合計一三六名の *firmarii* が存する。而して、その際、彼等の保有する

土地の面積が記載せられているが（単位は *bovata*—*bovate*, すなわち $\frac{1}{2}$ *virgate*）併しその記載の仕方は、二箇村を除き概ね夫々のヴィルの *firmarii* 全体として幾何の地積を保有するかを示しているに止まる。⁽⁴²⁾

第三表

vill 名	人 員	保有地積	
		全員	各人
① Wardon	9	18 b.	(2 b.)
② Morton	16	21 b.	
③ South Sherburn	5		12 a.
④ Sedgefield	20		3 b.
⑤ Norton	20	40 b.	(2 b.)
⑥ Stockton	6	9 b.	
⑦ Carlton	23	46 b.	(2 b.)
⑧ Darlington	12	12 b.	(1 b.)
⑨ Blackwell	5	4 b.	
⑩ Cokerton	4	3½ b.	
⑪ Redworth	16	16 b.	(1 b.)

b. = bovate a. = acre

と、残り一人を一ボウヴィットと考うべきか（三ボウヴィットの存在は、本文解釈より、事実上考えられぬ）、而して又、⑨は、内三人を各一ボウヴィット、残り一人を $\frac{1}{2}$ ボウヴィットと考うべきか、はたまた、内一人を二ボウヴィット、残り四人を各 $\frac{1}{2}$ ボウヴィットと考うべきか、問題である。而して、各人毎の保有地積の明記されている③と④とのうち、④の三ボウヴィットと云うのが、畢竟するに、全体を通じて一人当たり保有地積の最高量を示していると、一応考えられる。而して、③のみ各人一ニエイカーといまエイカー数で示されているのは、注目せられる

是れに由つて観れば、その既に明かになつてゐる③と④とを除き、各人の保有地積は、先ず①、⑤、⑦、および、⑧、⑪の場合は、夫々前三者は二ボウヴィット、後二者は一ボウヴィットであると推定してほぼ間違いないであろう。しかし、②、⑥、⑨、⑩の場合は、⑥と⑩は、夫々、⑥は内三人が各二ボウヴィット、残り三人が各一ボウヴィット、また⑩は、内三人が各一ボウヴィット、残り一人が $\frac{1}{2}$ ボウヴィットと考えて差支えないであろうが、②と⑨とは、或いは、②は、内五人を各二ボウヴィット、残り十一人を各一ボウヴィットと考うべきか、はたまた、内十人を各二ボウヴィット

所である。—— といった、此の場合におけるボウヴィットについては、①と②についてのみ、夫々、前者①に於いては、一ボウヴィットは二三エイカーと1/2、後者②に於ては、一ボウヴィットは二エイカーと1/2と、その記事中に断わり書きがしてあるのであるが、いま③の各人一二エイカーと云うのは、或いは、このヴィルにおける一ボウヴィットを事実上表わしているのではないかと考えられる。

ともあれ、かかる *famarii* の保有地積は、最小1/2ボウヴィットから最大三ボウヴィットに至るまで、さまざまであることが判明するが、併し、総数一三六名中、二ボウヴィットの者が六〇名乃至七一名、一ボウヴィットの者が四八名或いは三八名（或いは四三名）、この両者で九八名乃至一九九名（七十二—八八%）であつて、二ボウヴィット乃至一ボウヴィットをその保有地積とする *famarii* が兎も角も大多数を占めたことは、結論して差支えないであらう。而して、いまこれを、前引論文に於ける藤田氏の調査に従つて、この「ポウルダン・ブック」に記載されたる一般農民層中にも他地方同様標準的農民たるところの *villani* の保有地積と比較してみると、その人員、保有地積共に明確なる記載のある、全体百四十一箇村の二四%にあたる所の、三十四箇村五二五名のヴィレンの中に就いて、二ボウヴィット〔この場合一ボウヴィットは一五エイカー〕保有の者三七五名、一ボウヴィット保有の者一一三名、その他三七名であり、二ボウヴィット保有者が全体の七〇%を越え、二ボウヴィットが彼等ヴィレンの場合にはその典型的保有地をなしていたことが知られるのであるが、その残りの一五〇名のまた大部分は一ボウヴィットであつたのであり、かくてその土地保有の事情に於て *famarii* が此の標準的農民—*villani* の階層ときわめて親近なる關係に立つ階層であつたことが知られるのである。⁴⁸⁾

然らば、彼等 *famarii* の封建的義務は如何なる構成を示したか。この点に關しても、既に藤田氏に依り詳細に分

析せられてゐる所であるが、⁽⁴⁴⁾筆者としては、特に次の諸点が注目せられるように思われる。即ち、先ず第一に、彼等がすべて貨幣地代の給付者であること、第二に、その土地保有事情に於て、ヴィレンと相似的な彼等は、その多くはなお一般のヴィレンと同様賦役 (*opera*) を負担するも、而も彼等の負担する賦役は、総じて *poon work* (*Bill-dienst*) の他運搬賦役 (*charrois*) の如き *extra work* に限られており、そこに、例えば *Boldon* 村の典型的な ヴィレンが一年間を通じて復活祭と聖霊降臨節週間と基督降誕祭以後の十三日間とを除き毎週三日規則的に賦役に従事する⁽⁴⁵⁾と云つたやうに、*week work* (*Wochendienst*) に従つてゐる *firmarii* は絶えず見られないこと、のみならず、⁽⁴⁶⁾ *Darlington* に於ける彼等に到つては、⁽⁴⁷⁾ *Blackwell*, ⁽⁴⁸⁾ *Cokerton* に於けるその同輩と共に、*opera* ならざる *servicium* とも之を拒否し、『(然し) 賦役にも服さず、また司教の使ひにも赴かず』(*(sed) non operantur nec vadunt in legationibus Episcopi*) と云うが如き状態にあつたこと、最後に、而も爰に最も興味深きは、就中 *firmarii* の賦役的負担の最も重き ⁽⁴⁹⁾ *Wardon*, ⁽⁵⁰⁾ *Morton* の両村、その他 ⁽⁵¹⁾ *South Sherburn*, ⁽⁵²⁾ *Carlton*, ⁽⁵³⁾ *Redworth* の諸村に於て、其処に *villani* は全く存在せず、本来の農業共同体は、宛かもこれらの諸村に於ては彼等 *firmarii* のみに依つて構成せられてゐる如き観を呈してゐることである。

かくて、我々は、ここに於て、さきに前節に於て我々の見たる、「*ボウルダン*・ブック」の記述中にてはつきりと一つのヴィルが全体としてそのヴィレンに依つて借受⁽⁴⁶⁾されてゐる事例としての、*South Biddick* の場合を想い起さざるを得ないのであるが、一方同時に、我々は、これまたさきに我々の見たる *Hertburn* と共にそのディメインの一部が *ad firmam* の状態に置かれてゐる所の *Stockton* の場合を想起する⁽⁴⁷⁾、と云うのは、このストックタンには今やそこにまた、六人の *firmarii* が存するのであり、彼等は、彼等のうちの半数がその保有地積 (二ポウヴィン

ト)を等しくとする所の「Nortonの彼等 (*firmarii*)の如く地代を納め且つ賦役に従う」(…*reddunt et operantur sicut illi de Norton.*)ことになっているのである。⁽⁴⁸⁾即ち、之を当該ノータンの *firmarii* に関する記述に依つて読み代えてみると、ストックタンの彼等 *firmarius* たちは、『各二ボウヴィット毎に半マーク (即ち参磅)⁽⁵¹⁾の「貨幣」地代を納め、「一部残されたる領主直営地に於て」12 エイカー「の土地」の犁耕並びに耙耕に従事し、収穫のために男子二名を二日、「同じく領主の手に残されたるデイメインの牧草地の」牧草刈りのためにも同様「二名の男子を二日」、乾草積みのためにも同様「二名の男子を二日」、穀物運搬のために、荷馬車二台を一日、或いは荷馬車一台を二日、乾草運搬のためにも同様「荷馬車二台を一日、或いは荷馬車一台を二日」、(領主の)御用に供し、而してすべての *firmarius* たちは、主婦を除く全家族と共に、秋季にブーンワーク四日 (*iiii precatones*)をなす』のである。

我々は、かくて、そのデイメインの一部が *ad firmam* の状態に置かれている、その同じヴィルに関する「ボウルダンシップック」の記事中に、偶々また *firmarius* の出でくる右のストックタンの如き場合から、いま *ad firmam* の関係と *firmarius* の存在とを相互関係においてみることに依り、かかる *firmarius* は、もともと農民保有地 (*terra servilis*) に於て慣習的保有地として土地を分与せられていた *villanus* が、更に領主直営耕地 (*terra dominica*) に於ても一部土地を *farm out* (lease out) せられ、その結果、ここに従来彼が行い来れる直営耕地に於ける「週賦役」を免除せられて、更めて一定の *firma* 給付の条件に服するに到った、言わば一般に *villain* とかの *freeholder* との中間的存在を表わす者であることを、理解し得ると思われるのである。

もとより、かかる第十二世紀と云うが如き早期に於ける一般に貨幣給付農民——ポスタンのいわゆる、*rent-paying tenants* or *money-paying tenants*⁽⁵²⁾ に於ける *money rent* を以て、あらゆる場合に常に彼等の以前に負え

る labour services の commutation の結果を表わすものとして把握することは、既に七十年前にヴィノグラードフが警告しているように⁽⁵³⁾、危険極まりないことである。貨幣地代が抑々、夙に「征服」以前アングロ・サクソン時代の末期に於て、封建的土地所有のよつて以て自己を実現する経済形態たる封建地代の一つとして、労働地代と共に存したることは、*Rectitudines Singularum Personarum* に拠つても瞭かなところであり、⁽⁵⁴⁾ また一部の貨幣地代が生産物地代より転化し来れるものであることも、上我々々の見た所である。然し乍ら、夫れが、ヴィノグラードフの如く、「時代後れにして管理に不便なる犁耕・收穫の勞務、又は同様に融通の利かぬ現物年貢の如きを徴する代りに、豪奢なペエヂェントにも或いは領地経営のキャピタルにもひとしく容易に転形し得る、貨幣を獲んことを望んだ」聖俗の領主層、並びに従来の「徒らに時間と精力の濫費を齎らす厄介千萬な慣習的制度、とりわけその労働組織より解放されんことを望んだ」農民側、双方の願望の一致せる所に起因したとせよ、⁽⁵⁵⁾ 或いは、コスミンスキイの如く、社会的分業の發展・都市の成長と云つた客観的諸条件の下に、此の第十二世紀の都市と農村との商取引に於て主要なる役割を演じた農民経営の都市穀物市場との恒久的な結びつきの端緒を表わすものと解するにせよ、⁽⁵⁶⁾ はたまた、モリス・スドブの如く、労働が比較的潤沢に与えられたる・第十二世紀と云う如き早期の時代に於て、専ら封建的收入を増大せんとする領主側のイニシアティブによつて、賦役の直接的な増徴に代るものとして、生起したとせよ、⁽⁵⁷⁾ いずれにせよ、兎に角 labour services の commutation の結果としての money rent は、やはり、飽くまで第十二世紀の少くとも農民的 firmarii の最も根本的な存在規定をなすものであることは明らかであつて、斯かる firmarii が斯くも早期に現われたることは、飽くまで、「ノルマン征服」以後の政治史的諸事象（「集権的」封建制度^{feudal system}の展開、王権の強大化、scutageの發展、等々）と相俟つて、イングランドが、その封建制の成立に至る

迄に大陸フランクに比し殆ど二世紀ちかくおくれをとりたるにも拘らず、以後その発展に於て、ヴィノグラードフの言に従えば「一世紀はおろか二世紀も、他のヨーロッパの国々に先んじた」と云う、イギリス中世封建的土地所有の異常に早熟的な発展を根柢的に表示するもの、⁽⁵⁸⁾と言ひ得るのである。

- (42) Boldon Book (D. B., W), pp. 568 (329), 569 (330), 570 (330), 571 (330), 580 (337), 581 (337), 582 (338), 583 (338), 586 (340).
- (43) 藤田・前掲論文「一(四八七)―一二(四八八)頁、表ならびに記述参照。
- (44) 同上、一八(四九四)頁、表ならびに記述参照。
- (45) Boldon Book (D. B., W), p. 566 (327).
- (46) 前節末尾一〇四―五頁参照。
- (47) 前節「第一・二表参看。なお、*ad firmam*の状態に置かれていたディメインがもととストックタン村のディメインの一部にしか過ぎなかつたことは、そのディメインの「貸付」について触れられている「元来ハートバーン村に関する」「ボウルタン=ブック」の記述部分をはなれて、本来のストックタン村に関する此の文書の記述箇所全体を通読するとき、瞭らかである。
- (48) 一〇八頁参照。
- (49) Boldon Book (D. B., W), p. 580 (337).
- (50) Boldon Book (D. B., W), p. 571 (330).
- (51) 金巻トータは「モンリニ世時代の前記 Pipe Rolls に於ては六磅に等置せられたことが知られつゝな。 Cf. Adolphus Ballard, *The Domesday Inquest* (London, 1906, 2nd edn., 1923), p. 26.
- (52) Postan, *The Chronology of Labour Services*, p. 176—9, *et passim*.
- (53) Vinogradoff, *Villainage in England*, pp. 187 f.
- (54) 前掲拙著「第四編」「Rectitudines Singularum Personarum」雑考」参照。
- (55) Cf. Vinogradoff, *op. cit.*, p. 181.

- (5) Cf. E. A. Kosminsky, "The Evolution of Feudal Rent in England from the XIth to the XVth Centuries", *Past and Present*, No. 7 (April, 1955), p. 16.
- (6) Cf. Maurice Dobb, *Studies in the Development of Capitalism* (London, 1946), p. 63.
- (8) Vinogradoff, *op. cit.*, p. 180.

附記 本稿は、本年五月十五日、一種講堂に開かれたる日本西洋史学会第十一回大会に於てなせる研究発表の草稿に、典拠の提示その他形式的要件を充せるほか、論旨を動かさざる限り、に於て補筆せるものである。